

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日)  
が休日には、  
の(当たる翌日)

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

昭和四五年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県規則第四十七号

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則（昭和三十七年十一月鳥取県規則  
第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一万一千円」を「一万二千円」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四五年五月一日以後に交付決  
定をする雇用奨励金について適用する。

高压ガス取締法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

昭和四五年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県規則第四十八号

高压ガス取締法施行細則を廃止する規則

高压ガス取締法施行細則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第九十六号）  
は、廃止する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

◆教委告示  
定例教育委員会の会議の招集

◆正誤  
昭和四五年五月鳥取県告示第三百一号中訂正

昭和四五年四月鳥取県告示第三百一号中訂正

昭和四五年四月鳥取県告示第三百三号中訂正

は、廃止する。

## 告 示

## 鳥取県告示第三百十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年五月一日

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医第一四九五号	中嶋玲子	昭和四十五年四月十八日
" 第一四九六号	伊藤巳喜子	"
" 第一四九七号	福井幸子	十三日
" 第一四九八号	古中信義	"
" 第一四九九号	中井勲	十五日

## 別表

埼玉県羽生市 千葉県香取郡 山梨県山梨市 同県中巨摩郡 三重県鳥羽市 同県鈴鹿市 大阪府南河内郡 兵庫県佐用郡 和歌山県橋本市 岡山県総社市 同県吉備郡 同県御津郡

## 鳥取県告示第三百十一号

倉吉市長から申請のあつた市営土地改良（大平地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年四月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年五月一日

## 鳥取県告示第三百十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年四月二十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年五月一日

鳥取県知事 石破二朗

ら施行する。

昭和四十五年五月一日

鳥取県知事 石破二朗

別表を次のように改める。

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鷄等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年五月一日か

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
岩美郡岩美町大字浦富字一四八四大	岩美郡岩美町大字浦富字大切戸一〇二八の二	幅員 四・〇〇メートル
岩美開発有限会社	字竹ノ下一〇二八の五	六・〇〇メートル
代表取締役 横川 為治	一〇二八の六	二六六・七〇メートル
	一〇二八の九	延長
	一〇二八の二三	
	一〇二九の一	
	一〇二九の八	
	一〇三〇の一	
	一〇三〇の三	
	一〇三〇の二一	
	一〇三〇の三地先水路	

昭和四十五年五月一日

鳥取県知事 石破

二朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市片原一丁目一〇七	鳥取市布勢字大段三四一	幅員 四・三〇メートル
有限会社 湖南開発	三四二	延長 五五・〇〇メートル
代表取締役 森岡祐太良	三四二の一 五六〇の一部	

## 鳥取県告示第三百十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年四月二十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年五月一日

鳥取県知事 石破

二朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市永楽温泉町五〇五谷口晃一	鳥取市湖山町字小山ヶ前七三九の七の一部	幅員 四・〇〇メートル
"	七四八の一	延長 一一七・六〇メートル
七六四の二の一部		

**鳥取県告示第三百十四号**  
**建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年四月二十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。**  
 その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

## 鳥取県告示第三百十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年四月二十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係方面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年五月一日

鳥取県知事 石 破

朝

申 請 人 の 住 所 及 び 氏 名	道 路 の 位 置 の 指 定 場 所	道 路 の 幅 員 及 び 延 長
倉吉市山根 三一三	倉吉市山根字毫町田四三九の八 四三九の八地先水路	幅員 四・〇〇メートル 延長 八四・〇〇メートル メートル
増井 英夫	"	

昭和四十五年四月鳥取県告示第三百二号（土地改良法による換地処分を更し、及び廃止する旨の届出について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

昭和四十五年四月鳥取県告示第三百二号（土地改良法による換地処分をした旨の届出について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

正誤表

一 上 終わりから二 四月二十四日 四月二十八日

二 下 終わりから二 四月二十四日 四月二十八日

正

正誤表

一 上 終わりから二 四月二十四日 四月二十八日

正

## 教育委員会告示

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十五年五月一日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

- 一 日時 昭和四十五年五月十二日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室
- 三 議題
  - (1) 市町村教育委員会教育長の承認について
  - (2) その他